

令和2年度
**中山間地域等直接支払交付金
実施状況**

滋賀県 農政水産部 農村振興課

目次

I. 制度の概要

1. 中山間地域等直接支払制度
2. 活動概要
3. 集落戦略
4. 加算措置
5. 対象地域

II. 令和2年度の実施状況

1. R2協定面積・協定数
2. 面積の推移
3. 協定数の推移
4. 地域区分別・傾斜区分別の農用地
5. 交付金の使途
6. 共同取組費の内訳
7. 個別協定
8. 加算取組状況

III. 今後の取組について

1. 課題と今後の取組

I . 制度の概要

1. 中山間地域等直接支払制度

目的

農業の生産条件が不利な中山間地域等で5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る。

事業実施年度

令和2年度～令和6年度（第5期対策）

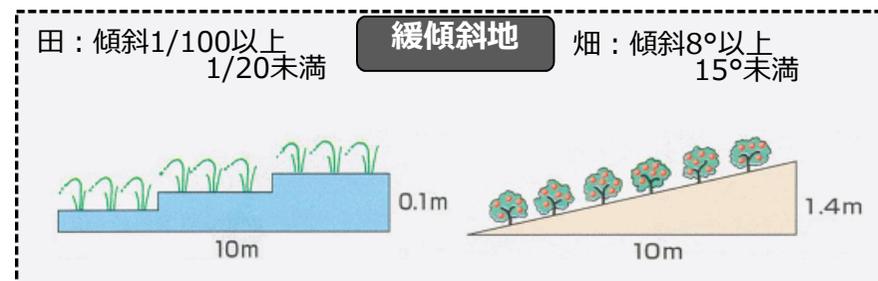
対象地域

- ・ 特定農山村法等地域振興立法（8法+1）指定地域（**棚田地域振興法の追加**(R元8月)）
- ・ 知事が指定する条件不利地域

対象農用地

対象地域内の農振農用地で、傾斜等の一定の基準を満たす一団の農用地

《傾斜基準》



2. 活動の概要（・第5期 R2～R6年度）

交付単価 (円/10a)	地目		基礎単価（8割）	体制整備単価（10割）
	田	急傾斜		16,800
緩傾斜			6,400	8,000
畑	急傾斜		9,200	11,500
	緩傾斜		2,800	3,500

基礎単価
<p>農業生産活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路、農道管理 ・荒廃農地の発生防止活動等 <p>多面的機能を増進する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺林地の管理 ・景観作物の作付 ・魚類等の保護等

+

体制整備単価
<p><u>集落戦略の作成</u></p> <p>集落全体の将来像を明らかにするための指針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 6～10年後の集落の将来像を想定 ・ 1年目、2年目に協定参加者で話し合いを行い、中間年となる3年をめどに作成する。 ・ 4年目以降は毎年度見直し

3. 集落戦略

集落戦略の記載例

【記載例】

1. 集落戦略（協定農用地の将来像）

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に「○」を記入して下さい。

地番	地目	面積 (m2)	現況	管理者	農用地の将来像(6~10年後を想定して記入)							
					管理者が引き継ぎ耕作	後継者が継承	担い手等に引き受けよう予定(受け手が決まっている)	担い手等に引き受けよう希望(受け手が決まっていない)	農地中間管理機構の貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他(具体的に記載)	
100-1	田	800	耕作	農林 太郎	○							
100-2	畑	500	耕作	農林 次郎		○						

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

②「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

集落の現状	担い手の詳細
担い手等が確保できており、耕作を継続していく	<input type="checkbox"/> 農業者(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農業者(協定外)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
担い手等が確保できているが、すべての委託希望は受けられない	<input type="checkbox"/> 農業者(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農業者(協定外)【具体名:○○】※ <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
<input type="checkbox"/> 担い手等が確保できていない	
<input type="checkbox"/> 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある	
耕作を継続していきたいが、農業所得が低い	
耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過剰な負担となっている	
鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	
集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている(具体的に記載) 具体的内容:○○~	
その他(自由記載)	

※【具体名:○○】は記載が可能な場合に記入

【記載例】

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	
協定内で担い手を育成・確保	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="checkbox"/> 新規就農者
<input type="checkbox"/> 協定外で担い手を確保	<input type="checkbox"/> 農業者(協定外) <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)
<input type="checkbox"/> 基盤整備等により耕作条件を改善	
農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	
新たな作物の導入により所得の向上を図る	
省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
耕作継続が困難な農用地の林地化	
<input type="checkbox"/> 放牧利用による農用地の管理	
鳥獣被害防止対策の実施	
集落の自治(コミュニティ)機能の強化	
その他(自由記載)	

⑤「○」を記入して下さい。

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項
特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
<input type="checkbox"/> 協定参加者だけでは検討が困難であり、外部(市町村・都道府県を含む)からの助力を得たい
他の協定との広域化を考えたい
<input type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
<input type="checkbox"/> 対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
その他(自由記載)

⑥「○」を記入して下さい。

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

⑦記載可能であれば記入して下さい。	(記載例) 令和2年度から「農地耕作条件改善事業」により、小区画農地の基盤整備を実施する予定。
-------------------	--

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

(第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制)

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制
農地所有適格法人が支援する【具体名:○○】
JAが支援する【具体名:○○】
<input type="checkbox"/> 集落営農組織が支援する【具体名:農林水産営農法人】
農業者が支援する【具体名:○○】
協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
その他(自由記載)

⑧「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農業受委託の斡旋等を申し出ることを要する。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要(本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除)。

4. 加算措置（R2～R6年度・第5期）

加算措置	活動内容	加算額 (円/10a)
棚田地域振興活動 加算（新設）	棚田地域振興法に基づく対象の棚田等の 保全と地域の振興を支援	10,000
超急傾斜農地保全 管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・田 1/10以上、畑 8°以上 ・超急傾斜農地の保全 ・農産物の販売促進 等 	6,000
集落協定広域化加 算（拡充）	広域で集落協定を締結し、集落の将来維 持に向けて活動	3,000
集落機能強化加算 （新設）	新たな人材の確保、営農以外の組織との 連携体制の構築等	3,000
生産性向上加算 （新設）	農地の集積・集約、 <u>省力化技術の導入</u> 等	3,000

5. 滋賀県における対象地域

法指定地域

- ・ 特定農山村法・山村振興法・離島振興法
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法・**棚田地域振興法**
※R3年4月より新法が成立

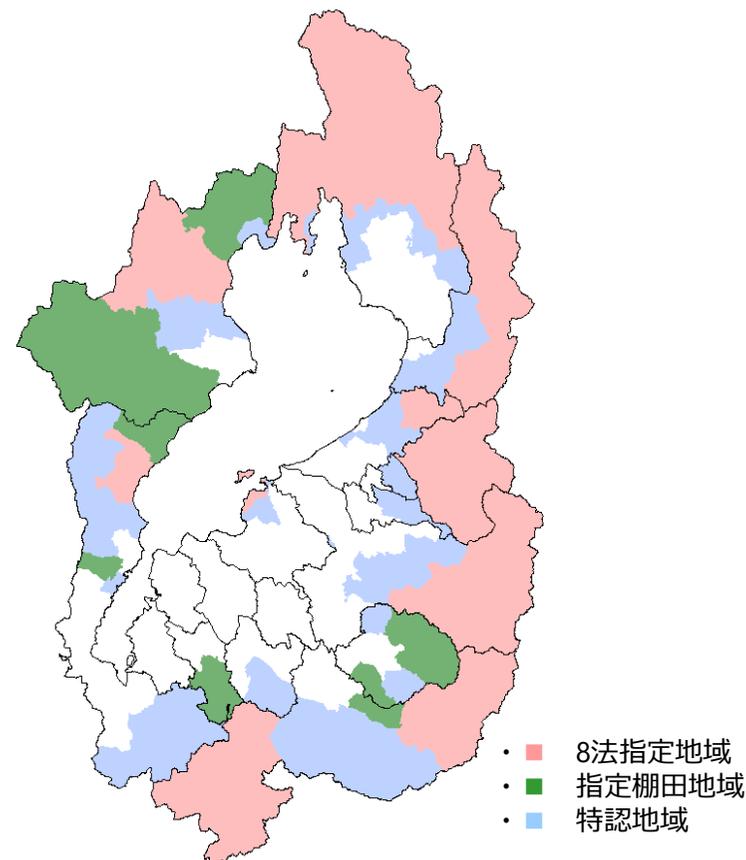
特認地域

1. 地域基準

- ① 8法指定地域に隣接する農用地
- ② 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- ③ 既成市街地等に該当せず要件を満たす地域
- ④ 特定農山村法に係る要件を満たす地域

2. 農用地基準

- ア 傾斜農用地 (田1/100以上、畑・草地等8°以上)
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田
 - ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地
- ※④は急傾斜の田のみ (1/20以上)



● 指定済の指定棚田地域

- ・ 大津市：仰木村
- ・ 高島市：剣熊村、西庄村、百瀬村、朽木村、高島町
- ・ 高島市（大津市）：小松村
- ・ 栗東市：金勝村
- ・ 甲賀市：大野村
- ・ 日野町：南比都佐村、東桜谷村、西大路村

Ⅱ. 令和2年度の実施状況

実施状況の審査検討について

◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

第8 第三者機関の設置

- 1 (省略)
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、**交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。**

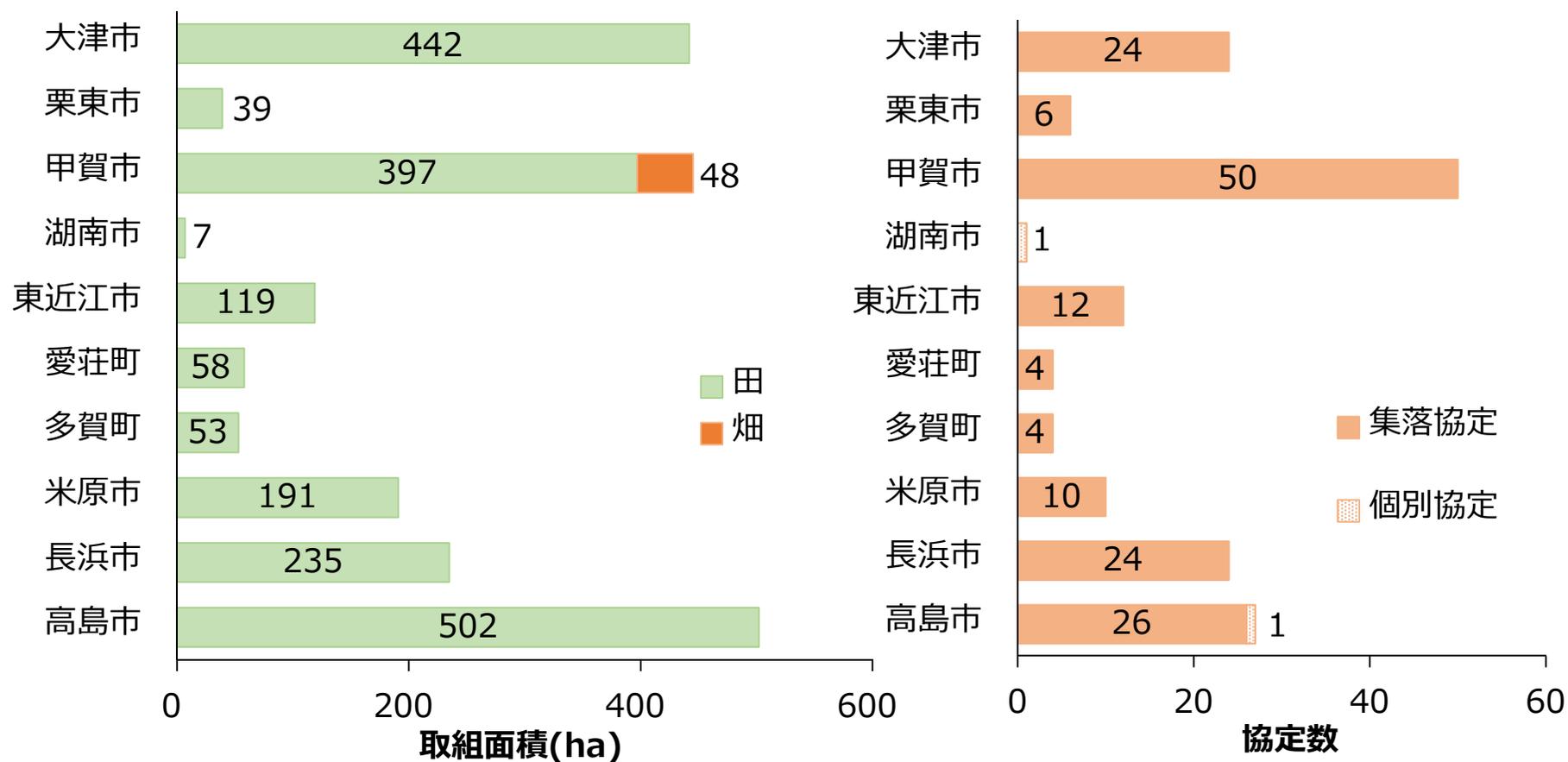
◆滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領（参考資料1）第2条関係

審議会の担任する事務の細目

- 1 **中山間地域等直接支払交付金に関する事務**
 - (1) **交付金の実施状況の点検に関すること。**
 - (2) ~ (4) 省略
- 2 省略
- 3 **その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務**

1. R2協定面積、協定数

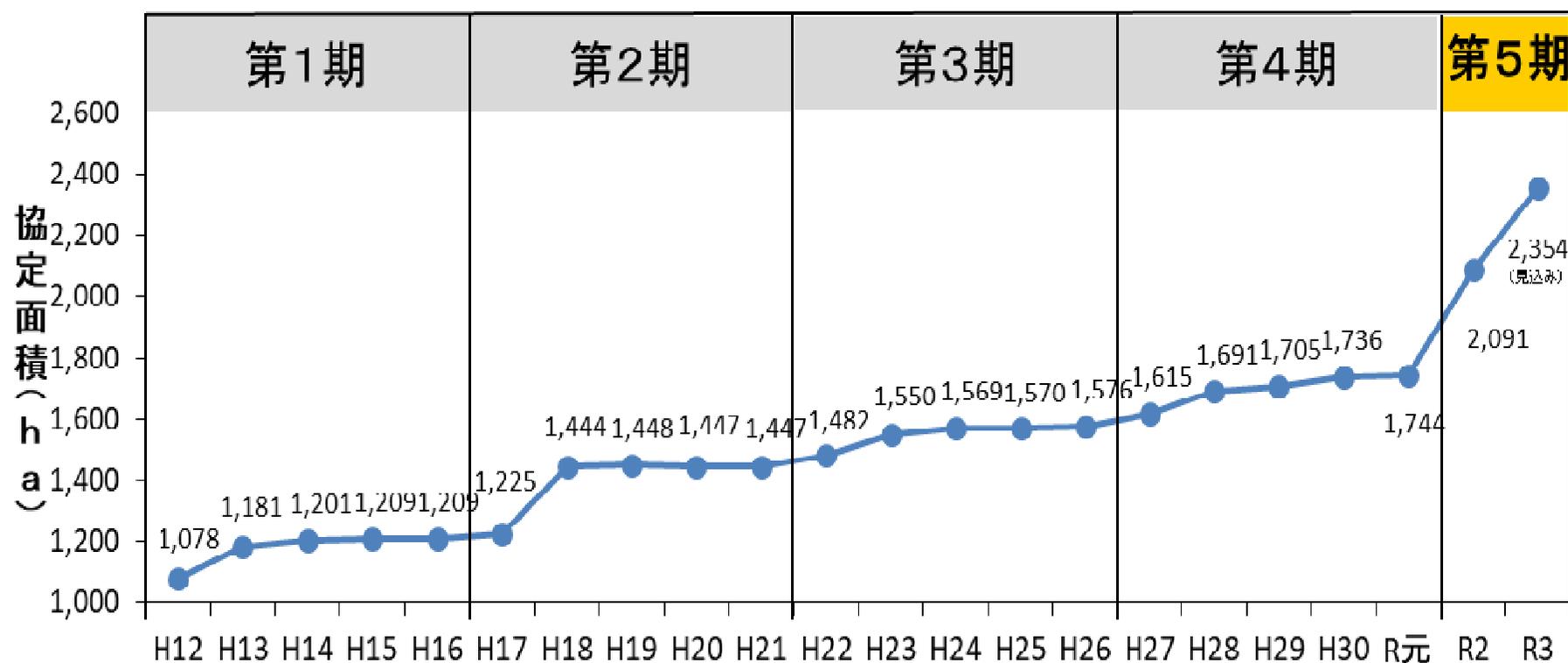
- ◆交付市町数 : 10市町
- ◆協定数 : 162協定 (集落協定: 160協定 個別協定: 2協定)
- ◆交付面積 : **2,091ha** (前年度: 1,744ha (約347ha増))



2. 滋賀県における協定面積の推移

平成12年度：中山間地域等直接支払制度が開始

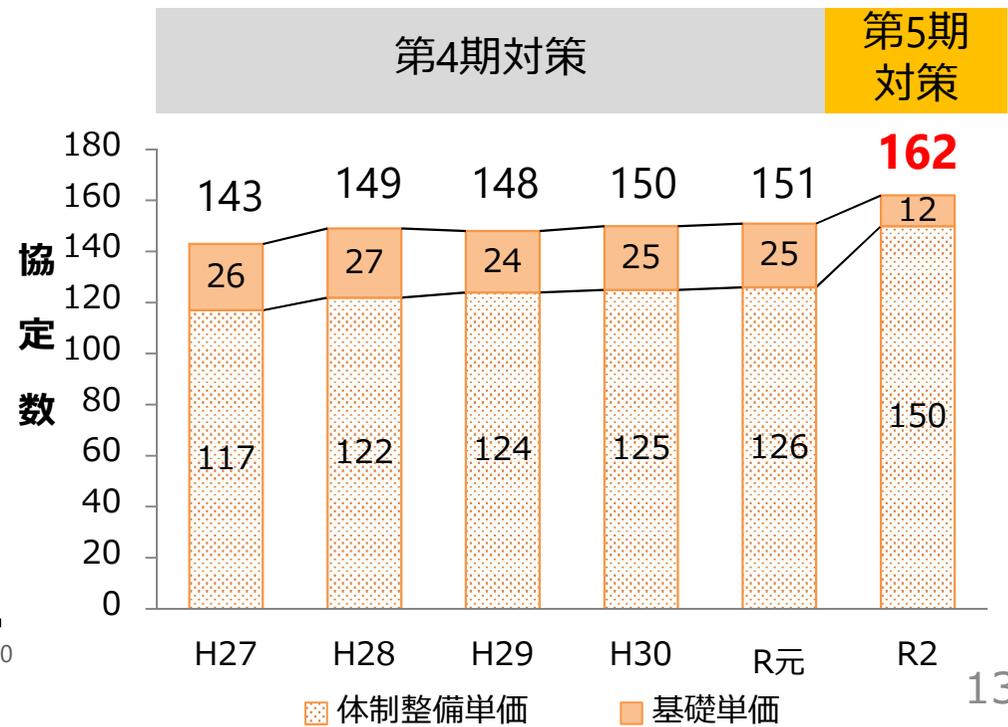
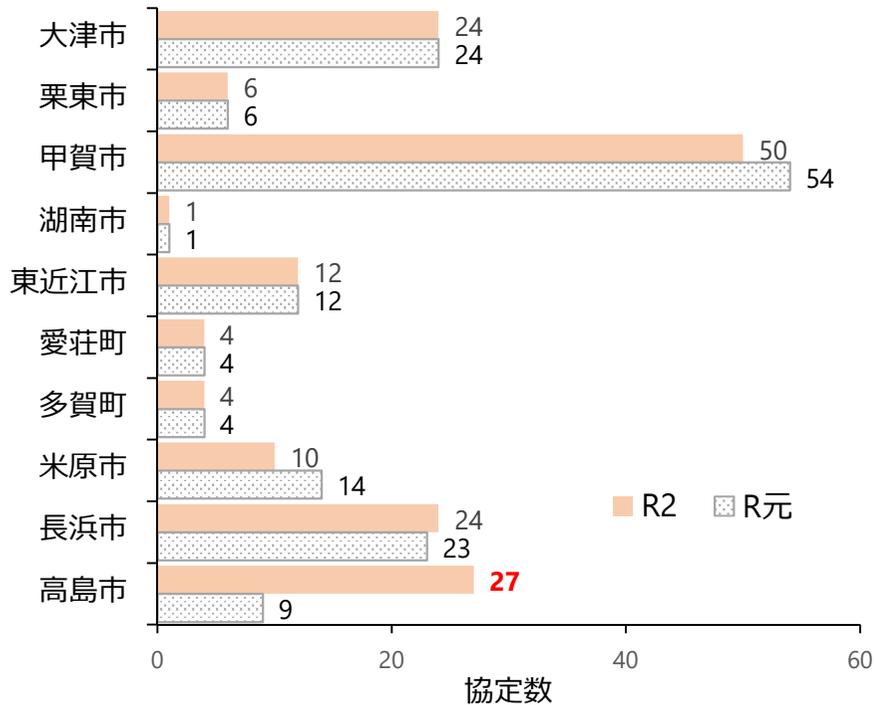
平成27年度：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく安定的な措置として実施



3. 協定数の推移

◆協定数 : **162協定** (集落協定 : 160協定 個別協定 : 2協定)
 (R元年度 集落協定 : 149協定 個別協定 : 2協定)
 昨年度より甲賀市 : -4協定、米原市 : -4協定、長浜市 : +1協定、高島市 : +18協定

- 高島市ではR4年度棚田サミット(予定)の開催にあたり第5期対策の制度周知を行った結果、中山間地域の農地の保全への意識が高まり、活動集落が増加した。
- 甲賀市・米原市は制度改正によって集落の広域協定(事務の集約化)がしやすくなり担い手不足の集落が複数統合して協定を結んだ

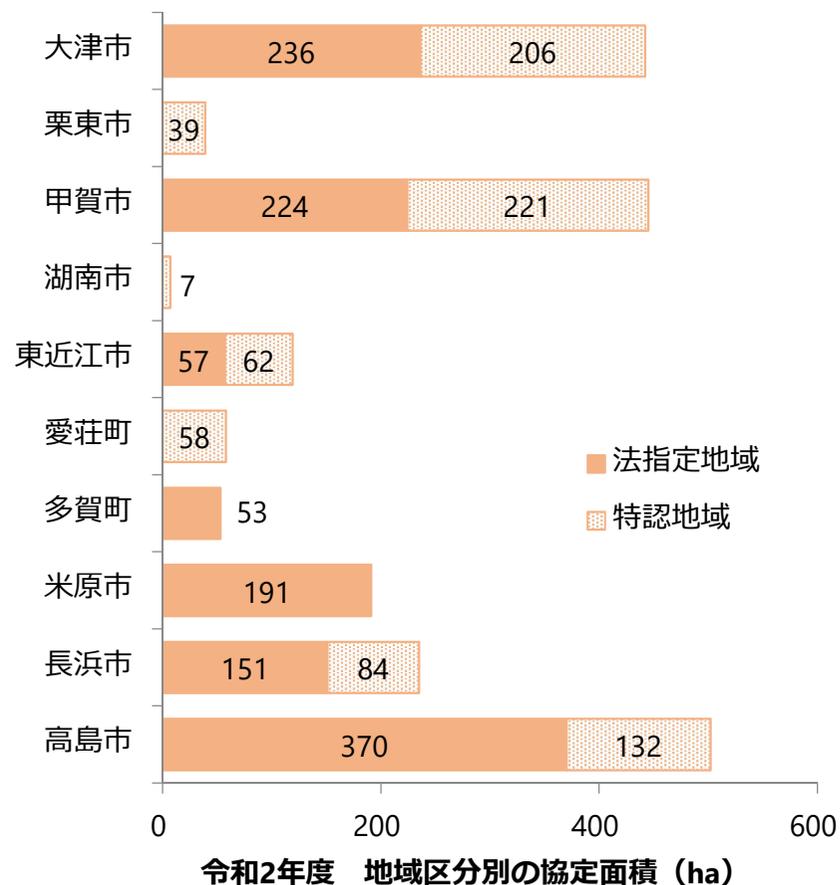
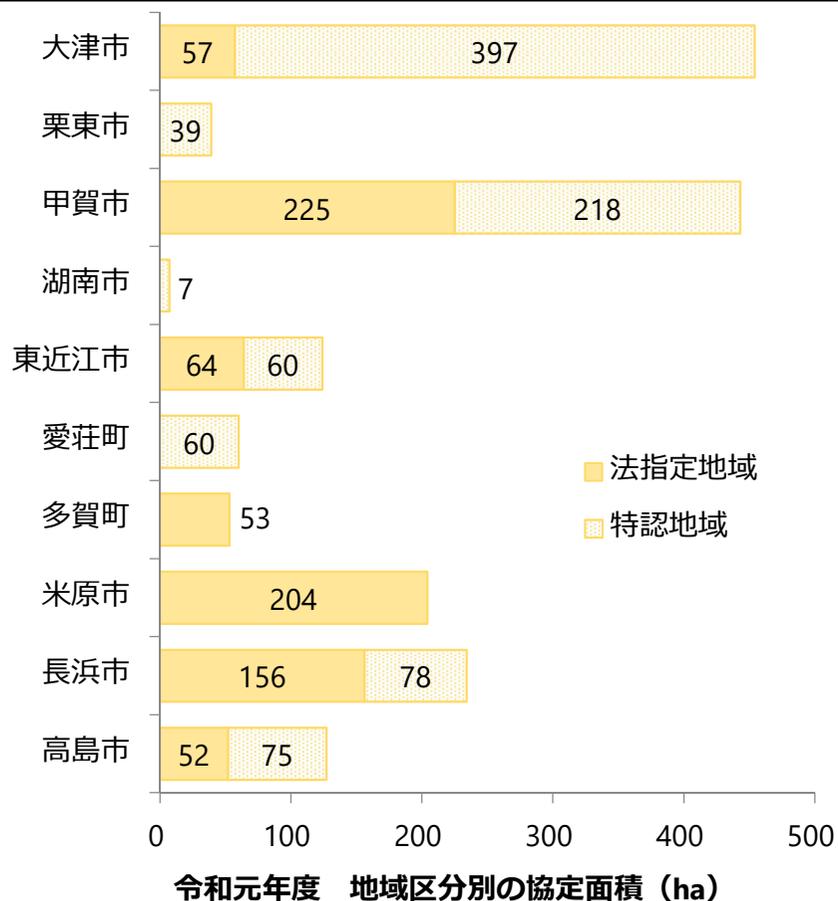


4. 地域区分別、傾斜区分別の協定農用地面積

協定農用地の交付面積**2,091ha**のうち、

— **法指定地域 1,282ha (61.3%)** **特認地域 809ha (38.7%)**

(令和元年度 法指定地域 810ha (46.5%) 特認地域 934ha (53.5%))

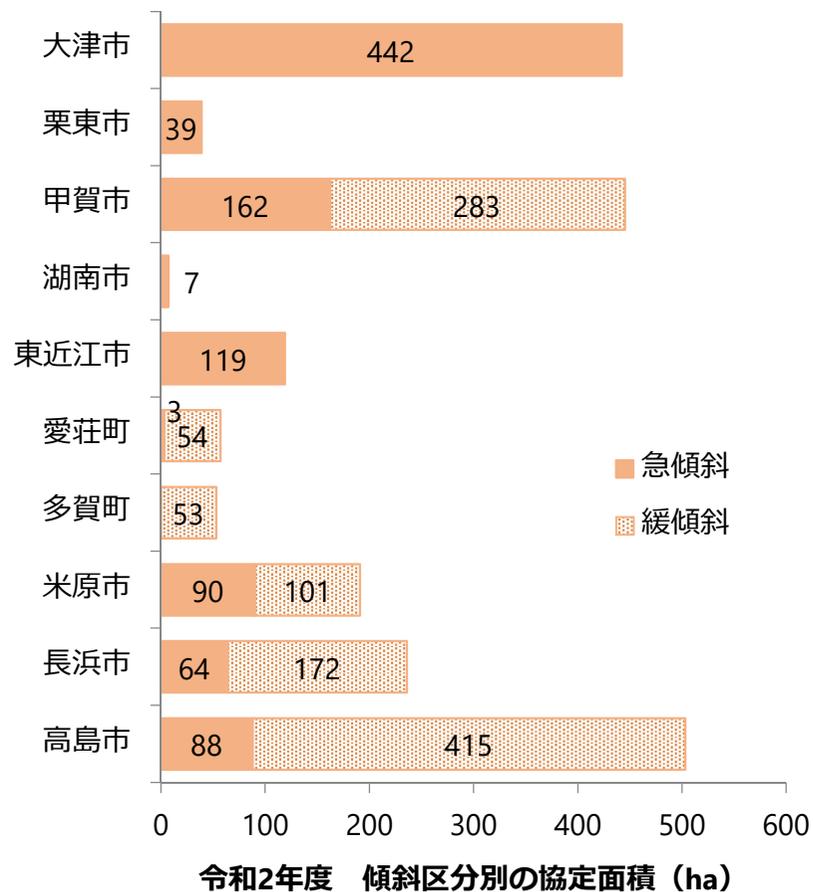
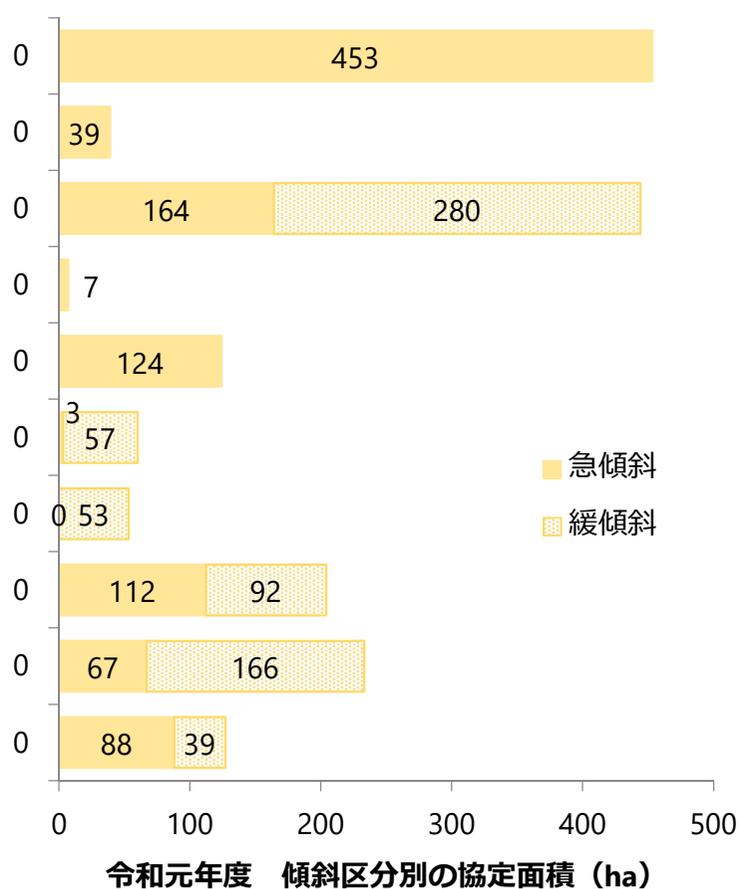


4. 地域区分別、傾斜区分別の協定農用地面積

協定農用地の交付面積**2,091ha**のうち、

－急傾斜 **1,013ha** (48.4%) 緩傾斜 **1,078ha** (51.6%)

(令和元年度 急傾斜 1,057ha (60.6%) 緩傾斜 687ha (39.4%))



5. 交付金額・使途状況

交付金額 307,772千円のうち、
 共同取組活動に充当 195,659千円
 個人配分に充当 112,113千円

市町名	交付額（千円）	割合（%）			
		共同取組活動	個人配分	共同	個人
大津市	97,606	56,437	41,169	58	42
栗東市	8,376	1,585	6,791	19	81
甲賀市	53,064	37,055	16,010	70	30
湖南市	1,366	-	1,366	-	100
東近江市	24,963	17,366	7,596	70	30
愛荘町	5,461	5,181	280	95	5
多賀町	4,269	4,269	-	100	-
米原市	33,491	22,547	10,944	67	33
長浜市	28,278	20,847	7,430	74	26
高島市	50,898	30,372	20,526	60	40
滋賀県計	(266,619)	(161,075)	(105,544)	(60)	(40)
	307,772	195,659	112,113	64	36

※滋賀県計の上段の（ ）は令和元年度の数値。

6. 共同取組活動費の使途内訳

共同取組活動費のうち
道路・水路管理費が全体の約2割を占め、農地管理費と鳥獣被害防止対策費
がそれぞれ全体の約1割を占めている

表5 共同取組活動費の使途内訳（滋賀県計）

（単位：千円）

市町名																	
	共同取組活動充当総額	(R1) 共同取組活動充当額	前年度末積立等総額 ⁶⁾	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等
大津市	96,385	56,437	42,181	4,194	3,457	23,601	3,225	1,101	710	-	4,276	-	-	-	-	5,509	50,312
栗東市	1,435	1,585	-	240	-	170	151	214	-	-	-	-	-	-	150	-	660
甲賀市	37,055	37,055	0	1,368	380	8,386	7,997	8,240	63	6,162	300	-	-	-	-	-	4,159
東近江市	10,338	17,366	7,596	512	26	6,296	1,689	1,043	57	742	-	-	-	-	-	162	6,840
愛荘町	4,210	5,181	280	140	-	-	-	4,070	-	-	971	-	-	-	-	-	-
多賀町	3,092	4,269	-	460	-	2,272	504	361	-	-	-	-	-	-	-	73	600
米原市	14,513	22,547	10,944	501	-	1,535	731	652	6,437	100	-	-	-	-	240	4,317	8,034
長浜市	21,986	20,847	7,430	1,043	-	5,074	2,262	2,335	4,122	-	-	-	-	-	-	796	6,356
高島市	22,278	30,372	20,526	1,528	7	7,029	3,542	5,896	2,931	175	209	-	-	-	3	961	8,091
滋賀県計	(362,805)	(161,075)	(201,730)	(7,610)	(1,230)	(55,082)	(23,984)	(22,386)	(24,452)	(5,956)	(3,123)	(30)	(20)	(22)	(974)	(11,434)	(204,757)
	236,745	195,659	88,958	9,986	3,870	54,362	20,100	23,912	14,319	7,178	5,756	0	-	0	393	11,818	85,052
(共同活動費に占める割合)				(2%)	(0%)	(17%)	(9%)	(10%)	(18%)	(7%)	(4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(9%)	(25%)
				4%	2%	23%	8%	10%	6%	3%	2%	0%	0%	0%	0%	5%	36%

※滋賀県計の上段の（ ）は令和元年度の数値。

7. 個別協定の取組状況

個別協定の取組は2協定

- ・ 湖南省 1協定
- ・ 高島市 1協定

表7 個別協定の取り組み状況

協定締結者	農業生産法人 (湖南省)	認定農業者 (高島市)
交付単価	体制整備単価 (10割)	基礎単価 (8割)
協定締結面積 (ha)	6.5	10.3
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産活動を5年間以上継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産活動を5年間以上継続 ・ 耕作放棄の防止活動 (賃借権設定・農作業の委託、農地の法面管理、柵、ネット等の設置) ・ 水路、農道等の管理 ・ 周辺林地の下草刈り

注) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

8-1. 加算措置の取組状況（R2年度）

I 棚田地域振興加算 ・ 取組協定：1協定

- ・ 棚田地域振興法の認定棚田地域において田：1/20以上 畑：15度以上である農地が対象

(例) 大津市：上仰木・辻ヶ下第3集落協定

棚田地域の振興を図る取組	目標
・ 棚田等の保全	→ 令和6年度までに、上仰木地区の棚田で農業用ドローンを1台導入し、実施可能な5haの耕作地で育成状況の管理を行いながら、適時適切な施肥と防除を実施する。
・ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	→ 上仰木地区の棚田で小学校・高校等の学生の農作業体験を、現状の年間4回開催、延べ40人の参加であるものを、令和6年度までに年間延べ7回開催し、延べ110人の参加を確保する。
・ 棚田を核とした棚田地域の振興	→ 令和6年度までに、成安造形大学のフィールドワークと連携した活動を年平均3回開催する。



農作業体験学習



農作業体験学習

8-2. 加算措置の取組状況（R2年度）

Ⅱ 超急傾斜農地保全管理加算・取組協定：8協定

（例）米原市：東草野集落協定

① 超急傾斜農地の保全

- ・ 獣害による農地畦畔の崩壊防止のため、協定農用地周辺部においてワイヤメッシュ柵および電気柵を設置し維持管理を行う

② 超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進

- ・ 畦畔や転作田でとれたフキやミョウガを加工して甲津原交流センターで販売する
- ・ 伊吹そばを栽培・加工し甲津原交流センターで販売する



伊吹そば



そばの播種



獣害柵の管理

8-3. 加算措置の取組状況（R2年度）

Ⅲ 集落協定広域化加算（例）米原市：東草野集落協定

協定		目標
・ 東草野集落協定	(米原市)	機械の共同利用のための組織を立ち上げ、広域化した協定農地の保全を行う。所有する集落以外での使用 ・ 田植機 0→5ha ・ トラクター0→5ha ・ コンバイン0→5ha

**第5期にむけて4集落が統合
R2より協定活動を開始**

R2年度に共同機械として汎用コンバイン・ラジコン草刈り機を購入



4集落において共同機械の利用の取決めについて協議中



集落間での協議



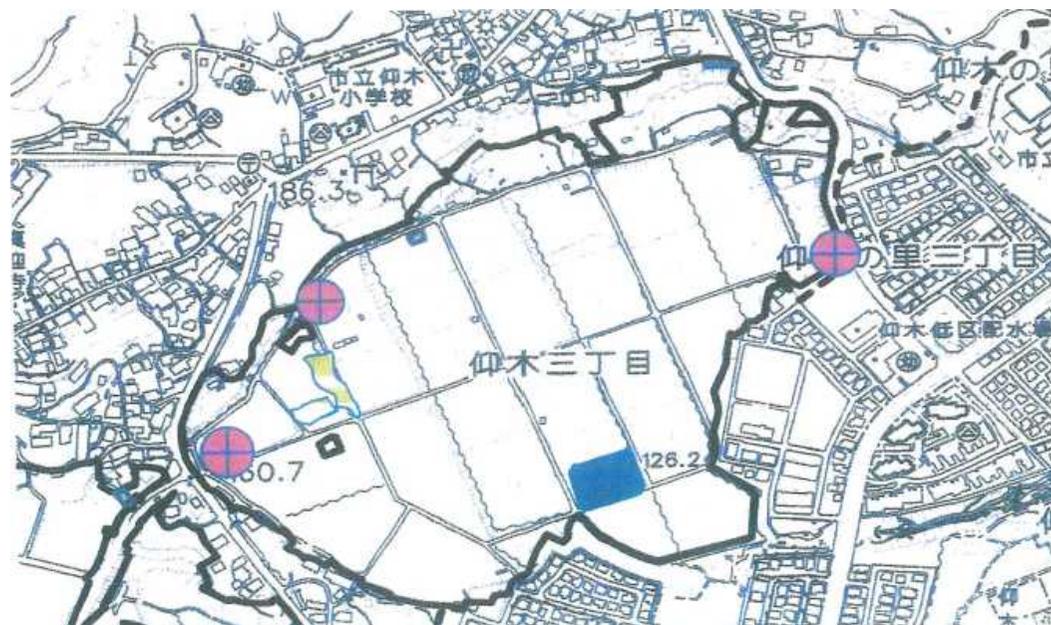
ラジコン草刈り機

8-4. 加算措置の取組状況 (R2年度)

IV 集落機能強化加算 ・ 取組協定：4 協定

(例) 大津市：上仰木・辻ヶ下第1集落協定

協定	目標
<ul style="list-style-type: none"> 上仰木・辻ヶ下第1集落協定推進会 (大津市) 	<p>近隣住民の健康増進のため、ほ場内の周回コースを開放。ぶどう園の体験学習。 貸畑により、近隣住民により野菜及び花作りを行う。 貸畑：300m² 花園：150m²</p>



-  ほ場内周回コース
-  ほ場内の景観ポイント (看板設置)
-  ぶどう園 (体験学習)
-  貸畑 (野菜・花)

8-5. 加算措置の取組状況 (R2年度)

V 生産性向上加算 (例) 長浜市：八田部集落協定

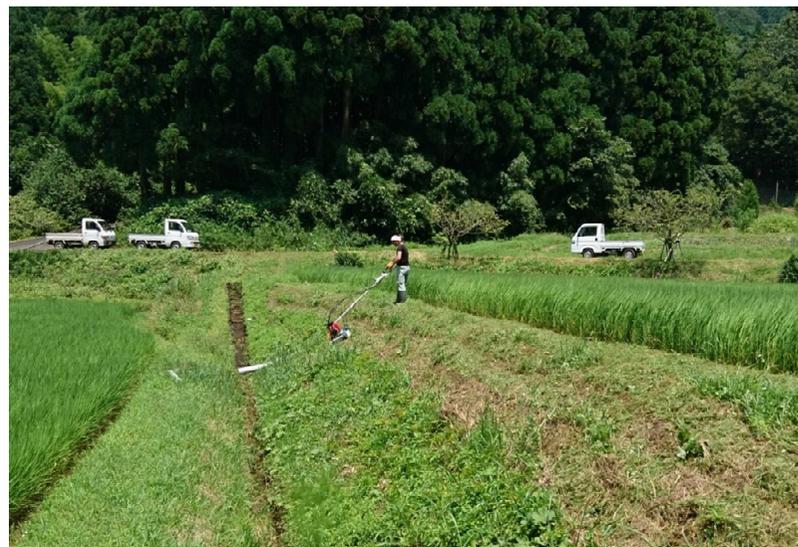
協定	目標
・ 八田部集落協定 (米原市)	自走式草刈り機を導入し、草刈の作業時間の削減、肉体的負荷の軽減を図る。 作業時間 1aあたり10分 → 1aあたり6分 (40%削減)

R2年度 目標達成状況

草刈り機 (スライドモア1台・スパイダーモア2台を導入)
1aあたり4.7分 (53.8%削減) となり、肉体的負荷が軽減された



スライドモア使用状況



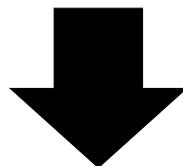
スパイダーモア使用状況

Ⅲ. 課題と今後の取組

1. 課題と今後の取組

課題①

中山間直払の協定数や取組面積の増加による協定役員・市町職員
の事務負担の増加



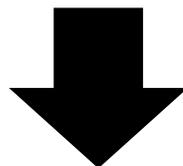
今後の取組

- 協定の広域化（集落協定広域化加算の活用）により、事務負担の軽減を図る。

1. 課題と今後の取組

課題②

人口減少・高齢化が進む中山間地域での担い手や地域リーダーの不足



今後の取組

- 集落間での連携による協定の広域化に向けた周知を図る。
- 生産性向上加算の活用により法面の草刈など負担の大きい作業を軽減できるように自走式草刈機などの導入を推進する。
- 地域のリーダーを育成するための研修等の開催を行い、より一層の地域の体制強化に向けた指導・助言を行う。

ご清聴ありがとうございました